

平成28年度 茅ヶ崎市基幹型地域包括支援センター 事業実施計画書

1 職員の配置

次の職員を配置する。

管理責任者（高齢福祉介護課長兼務） 1名

保健師（支援給付担当職員兼務） 2名

社会福祉士（支援給付担当職員、ケースワーカー兼務） 1名

主任介護支援専門員（支援給付担当職員兼務） 1名

事務員（支援給付担当職員兼務） 1名

2 今年度の重点的な取り組みの方針

次の3つの機能に関する業務を行う。

(1) 委託型地域包括支援センターの全体調整

(2) 地域包括ケア充実のための人材育成及びケースへの後方支援

(3) 地域課題の把握及び地域包括ケアシステム推進体制の整備

3 委託型地域包括支援センターの全体調整

(1) 地域包括支援センター運営方針及び包括的支援事業の実施方針

茅ヶ崎市地域包括支援センター運営方針（平成28年4月策定）平成28年度茅ヶ崎市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施方針（平成28年3月策定）を踏まえて、委託型地域包括支援センターの運営に関する全体調整を行う。

(2) 委託型地域包括支援センターの事業評価の実施

①平成27年度の事業評価を実施する。

②平成28年度の事業の進捗状況の確認及び事業の推進に関する助言を行う。

(3) 茅ヶ崎市地域包括支援センター管理責任者会

茅ヶ崎市地域包括支援センター管理責任者会会則に沿って、年4～6回の会議を開催する。

(4) 専門職部会

保健師等、社会福祉士及び主任介護支援専門員それぞれの職種別の専門職部会の開催を支援する（原則毎月1回）。

また、専門職部会が企画する研修等の開催についての支援を行う。

(5) 周知活動

(案)

市内で開催されるイベント等（春の市民まつり、市民ふれあいまつり）を通して地域包括支援センターに関する周知を行う。

4 地域包括ケア充実のための人材育成とケースへの後方支援

(1) 地域包括ケア充実のための人材育成システム構築事業

高齢者を支援する者の対人援助技術や対応力の向上をより効果的に図っていくため、茅ヶ崎市全体で人材の育成や活用ができる仕組みを構築する。

そのため、基幹型包括支援センター職員が、西片医療福祉研究会の助言を受けながら、委託型地域包括支援センターに対して適切な支援、管理等を行う。

また、西片医療福祉研究会と協働して、地域包括支援センター職員に対して、組織力や資質の向上及び主任介護支援専門員等に対して資質の向上を目的とした研修を実施する。

(2) ケース対応への後方支援

処遇困難ケース等に対して、地域包括支援センターが多様な機関と連携し、また様々な社会資源を活用しながら、地域の中で対応していくことができるよう人材育成システムを活用した後方支援を実施する。

また、他地域包括支援センターにおける対応事例の情報提供や状況に応じてスーパービジョンを活用した同行訪問を行い、地域包括支援センターにおける問題解決力の向上に向けた支援を行う。

5 地域課題の把握及び地域包括ケア推進体制の整備

(1) 各地区における地域ケア会議の運営サポート

地域ケア会議等検討会議の開催の運営サポート（各包括支援センター1回以上）

委託型地域包括支援センターが主催する地域包括支援センターレベル（自治会連合会圏域）における地域ケア会議の立ち上げ及び開催を支援する。

(2) 茅ヶ崎市地域ケア会議

茅ヶ崎市レベルにおける地域ケア会議の開催を行う。

茅ヶ崎市地域ケア会議の開催 2回

(案)

(3) 地域医療福祉連携懇談会

地域包括支援センター等の医療連携担当者が企画する地域医療福祉連携懇談会の開催を支援する。

(4) 病院連携

地域包括支援センター等の医療連携担当者が企画する病院向けの介護保険勉強会等の開催を支援する。

(5) 認知症初期集中支援事業

委託型地域包括支援センター職員や高齢福祉介護課職員（保健師）と連携して、家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を複数の専門職が訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活をサポートし、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

【実施計画】

① 認知症作業部会の開催 3回

② チーム員会議の開催 12回

(6) 生活支援体制整備事業の整備

基盤整備担当、関係機関、関係者等と連携協力して、高齢者の生活支援等サービスの体制整備の推進に取り組む。